

コロナ不況！！緊急セミナー

【中小企業経営者をサポートする士業のみなさんの参加も大歓迎です】

最悪の事態から会社と社員をまもるための

経営者が知っておくべき破産制度の基礎知識

日時:①2020年5月8日(金曜日) 17:00~18:00

②2020年5月15日(金曜日) 17:00~18:00

講師: 原 和良

(弁護士法人パートナーズ法律事務所所長弁護士)

参加費:5500円(税込み)(1社あたり)

ZOOMによるオンラインでのセミナーとなります。

①②は、同内容です。

それぞれ開催日の前日18時まで参加を受け付けます。



申し込み方法:原宛にメール(hara@p-law.jp)でお申し込みください

お申し込みされた方には、ZOOM セミナーへの参加招待状(URL)をお送ります。

新型コロナウイルスの感染拡大により現在、5月6日までの緊急事態宣言が発出されています。外出自粛、営業自粛により日々の事業活動にこれまで体験したことない否定的な影響を与えています。これ以上自粛が続いたら、自分の会社はもたないのではないかと、多くの経営者が心配をしています。知恵と工夫でこの難局を乗り切るという経営者の確固たる決意と行動が今こそ重要な時はありません。

他方で、どんなに気を付けていても、いったん事業を撤退、縮小することも場合によっては必要な時があります。「破産」「倒産」というと、ネガティブなイメージがあり、多くの経営者は不安を持っていますし、絶対に回避したい事態だと考えています。しかし、破産というのがどのような制度か、破産をするとどうなるのか、ということを知っている経営者はほとんどいないのも事実です。最悪の事態になった時、会社はどうなるのか、自分の家族の生活はどうなるのか?漠然とした恐怖ではなく、しっかりとした知識を持つことによって、最悪の事態を避ける方法を知り、また準備をすることもできます。

25年間弁護士として破産事件に携わり、20年間破産管財人として業務を行っていた原が、破産の基礎知識について解説します。取り扱った破産事件には、会社の固有の強み、経営者の個人的強み、を生かして、別会社での事業継続による事業と雇用の維持や経営者とその家族の資産の確保などを実現したケースもあります。

経営者に対して「倒産・破産」をテーマにしたセミナーは、これまでは禁句でした。しかし、今はそのような状況ではありません。まさに緊急事態です。勉強した知識は、自社には使う必要がなかったとなれば、それにこしたことはありませんしぜひそうなることを願っています。

セミナー参加企業の皆様については、別途ZOOM、メール、電話での個別の相談にも応じさせていただきます(直接セミナーのテーマに関わらなくとも結構です)ので、お気軽にお申し込みください。

主催:弁護士法人パートナーズ法律事務所